（別表 1）

―本会における地区会の構成―

地区区分	構成区分（都道府県知的障害者福祉協会）
北　海　道	北海道
東　　北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関　　東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県
東　　海	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
北　　陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
近　　畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中　　国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四　　国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九　　州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 沖縄県

（別表 2）

―全国規模の被災地支援活動における会員の基本的な活動―

各段階	基本的な取り組み事項・活動
◆被災地の会員および関係団体 社会福祉法人・福祉施設・事業所等	【平時の役割・活動に基づく活動】 ○多様な福祉的支援を必要とする人びとの安全確保（安否確認、避難支援、生活の場の確保等） 【発災後の地域の状況に応じて行う活動】 ○専門性を活かした支援ニーズの発見と対応（ニーズへの気づきと柔軟な対応） 【限られた福祉人材や財源を被災者支援に集中させるための活動】 ○地域の社会福祉関係者、行政機関、住民、NPO等被災地支援関係者との情報・課題の共有、相互支援 ※具体的には、災害時要援護者の避難支援や安否確認、福祉施設入所者の安全確保、福祉避難所の開設・運営等、被害状況や地域の支援ニーズに応じた活動を行う。
◆被災地の地方会	【情報の収集・把握】 ○都道府県内の会員および関係団体の被災状況、活動状況 ○都道府県内の会員および関係団体の支援ニーズ ○都道府県域の行政機関の対応方針・動向等 【都道府県内の会員間での支援活動の調整】 ○都道府県域の社会福祉関係者、行政機関、住民、NPO等被災地支援関係者の連携（協議）の場の設置 ○人的、物的、資金的支援に関する調整 ＊応援職員の派遣・受入調整、施設入所者受入の調整支援、情報提供・助言、物資・資機材調達支援、見舞金等の配分等 ○都道府県行政機関との折衝、協力（財源確保、制度対策） ○会員の活動に対する関係者の理解の促進 ＊都道府県段階の被災地支援関係団体に対する情報提供・課題共有、被災者の生活課題に関する社会への提言（代弁）等 【都道府県外の会員に対する支援の要請等】 ○地区会員による支援の要請、受入調整 ○全国の関係団体による支援活動の要請、受入調整 ○地区内の地方会や本会との連絡、調整

◆被災地の地方会が 属する地区会	○被災した都道府県における被害状況等の把握 ○被災地の会員への支援 ○被災地の地方会および本会との連絡、調整 ○地区会を超えた近隣県への支援要請にかかる全国対策本部との連絡、調整
◆全国対策本部（本会）	○情報収集および関係組織への伝達・周知 （現地への役員等の派遣） ○全国規模の活動方針の確認、関係者間での共有 （被災地および全国の地方会、会員との連絡・調整） ○厚生労働省（障害福祉課）等の関係省庁との連携 （情報提供、災害支援対策の伝達、調整等） ○被災地支援活動に関する制度・予算折衝 ○災害規模に応じた募金活動の展開 ○全国段階の被災地支援活動団体との連絡・調整 ＊支援ニーズや支援活動に関する迅速な情報収集・情報整理・情報発信等を担う人員を現地本部に派遣 ○必要に応じ、障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会の招集

（別表 3）

―主な活動のながれ―

発災	大規模災害（全国規模）の発生 ↓	
当日 ～翌日	現地災害支援本部（現地本部）開設 ○被災都道府県の被災のない施設に「現地災害支援本部」を設置する ○同一都道府県内に開設困難な場合は、隣接する都道府県の地方会事務局または地方会長が所属する施設に「現地災害支援本部」を設置する ＜現地災害支援本部の役割＞ ①現地災害支援本部は所轄の行政機関および行政機関に設置される「災害対策本部」へ、被害状況を連絡する ②一次（30分以内）･･･隣接する都道府県施設（会長）との連携 二次（1時間以内）･･･第一次通報を受けた施設（会長）は、その地区を代表する会長の施設、地方会事務局と連携を図る ↓	全国対策本部の設置（状況把握、意思決定） 会長、副会長および事務局で当面の対応を協議 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 被害状況、活動方針等の情報収集・把握 ○被災地地区会長と連絡 ○被災地地区各地方会と連絡確保 ↓→各地方会へ情報提供の呼びかけ ↓
状況等 確認次第	各被災都道府県内の施設状況調査報告 ○被災地支援活動上の課題、被災者ニーズ、支援活動実践情報の共有化 ↓ 地域との連携 ①一次連絡網 消防（ホットライン）警察 自治会長等地域組織責任者 家族等 ②二次連絡網	全国的な被災地支援活動の方針確認 ①人員派遣の協力 ○地方会宛に協力依頼 ②各被災県へ必要な支援物資の発送等の協力 ○被災県地方会が必要な支援物資のデータを取りまとめ、本会を通じて各地方会へ送信 ○各地方会から会員施設へ支援物資の

全国規模の活動開始時	医療機関、近接の関係施設への連絡および支援依頼 ③医療救護体制 施設内には、個人の「服薬カルテ」を揃えておく 病院、診療所等医療機関との事前協定と災害時における支援を依頼する ④必要物資の調達 食料、飲料水等必要物資について、備蓄分で不足の場合は、速やかに行政庁や全国対策本部に支援を依頼するほか、場合によっては近隣施設への支援も検討する ↓ →情報提供、情報発信、提言 ○被災者の日常生活の課題や復興に向けた課題に関する社会的発信 ○被災地支援活動に関する情報発信 ○被災地支援活動への協力を希望する人びとへの情報提供 ↓ →災害復旧計画 ①地方公共団体等への連絡・報告 ○防災管理者は、被害状況を常に把握し、必要に応じ災害対策本部等に連絡・報告するとともに、指示を受ける その際、人的被害状況を最優先する	要請を行い、会員施設は「物資収集施設」に支援物資を輸送 ○「物資収集施設」より各被災県の「物資拠点施設」を通じて各被災施設へ物資を直送 ③震災義援金募集の開始 ○各地方会宛に文書で案内 ○本会災害対策資金より第一次義援金の送金（被災地地区会へ） ↓ 被災地支援関係情報の収集、課題整理 ○役員等を現地に派遣し、情報の収集と共に災害支援について現地災害支援本部、地方会長および地区会長と協議する →被災地支援活動に関する制度・予算折衝 ○厚生労働省（障害福祉課）との連携を図り、情報提供、災害支援対策の伝達、調整等に努める ○災害資金（仮称）は平素から募金をすすめるとともに、災害時には災害規模に応じた募金活動を展開する →情報提供、情報発信、提言 ○被災者の日常生活の課題や復興に向けた課題に関する社会的発信 ○被災地支援活動に関する情報発信 ○被災地支援活動への協力を希望する人びとへの情報提供 ○マスコミ関係者への情報提供 →NPO等被災地支援関係者との情報・課題共有 ↓ 全国規模の活動の縮小、終息の方針確認 ○全国対策本部は、被災地に対する公的支援、諸資源の投入の状況、被災地の会員の支援活動の状況および課題・見通し等を総括し、全国規模の支援活動

		の縮小、終息について確認する ○全国規模の活動の終息後も、状況によって支援の継続が必要な場合は、当該分野の関係者とともに判断し、支援活動を継続する ↓ 全国対策本部の解散 ○全国規模の被災地支援活動の経過のほか、全国対策本部としての支援活動について総括するとともに、被災地都道府県や地区会の活動方針等を確認したうえで、全国対策本部は解散する